

---

◎町長行政報告

○議長（藤井 要君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

（町長 長嶋精一君 登壇）

○町長（長嶋精一君） 令和3年松崎町議会第1回定例会の開会にあたり、謹んで行政報告を申し上げます。まず、冒頭申し上げたいのはコロナ禍の現状において、大変うれしい出来事がありました。松崎町の観光大使である白石康次郎さんが、去る2月11日、世界一過酷なヨットレースと言われるバンデグロブ、単独無寄港世界一周ヨットレースでアジア人初の完走という快挙を成し遂げました。白石さんはレース発走直後にメインセールの破損というアクシデントを乗り越えてのゴールでした。松崎町民にとって、コロナの影響を受け大変厳しい状況の中、本当に勇気を与えていただきました。コロナ禍の先に明るい将来が開けるよう町政運営を進めてまいります。

続いて最近の町政の動向について概要を報告いたします。

新型コロナウイルス対策について町民の皆様及び事業者の皆様にご好評であったプレミアム商品券は、2月28日で終了しましたが、商品券22,664冊、約1億7,000万円が町内で消費され、町内経済にとりましては地域内循環が図られ、大変な効果があったと考えております。

尚、現在プレミアム商品券の継続に向け、商工会と協議を行っております。

次に新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している事業者の事業経営の継続を支えるため、事業所支援特別給付金を行っております。2月22日から申請受付を開始し、3月2日現在、163件の申請が出ております。今月から速やかに給付金の支給を行ってまいります。

次に新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。国の方針が頻繁に変わる中、町の対応もその都度変更を余儀なくされておりますが、町といたしましては迅速に体制整備の予算を確保し、健康福祉課においてチーム編成を行い、町民の皆様が円滑にワクチンを接種できるよう進めております。

結びに町内では、これまでに66事業の新型コロナウイルス対策を行ってまいりましたが、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、町民の皆様の暮らしや経済を支

えるためには、更なる対策が必要であると考えております。今後の事業推進にあたっては、議会の皆様とも慎重に議論を重ねながら、より良い町政運営を進めてまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本日は、町営観光施設の入館状況について、ほか2件についてご報告いたします。詳細は担当課長より申し上げます。

○企画観光課長（深澤準弥君） それでは、行政報告をさせていただきます。ページ、1ページ目資料No.1になります。町営観光施設の入館状況についてでございます。こちらは、伊豆まつざき荘から報告をさせていただきます。

1月末までの宿泊利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、前年度に比べ8,123人減の8,609人となりました。収益は、施設利用者数が大きく減少したことにより、118,938千円減の129,952千円となりました。費用につきましては、施設利用者数の減による食事材料費等の減少から63,159千円減の193,396千円となり、差し引き損益は、△63,444千円と大変厳しい状況となっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために2月は施設を休館としておりましたが、休館中に新規プランの造成や新規食事メニュー等の考案等を行い、営業再開後に来館されたお客様の満足度を高められるよう取り組んでおります。終息が見込めない状況ではありますが、今後も感染症拡大防止対策を徹底して行い、お客様に安心して施設を利用いただけるよう努めてまいります。

2ページになります。伊豆の長八美術館、こちらにつきましても1月末の入館者数は、前年度比9,581人減の43.6%となりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催しているイベント、体験教室、特別展等が中止となり、また緊急事態宣言の発令等により入館者数が大幅に減少し、厳しい状況が続いています。1月には、年始の来館記念として、干支柄の丑マスクを先着100名様にプレゼントいたしました。施設管理関係では、展示室の55カ所をLED照明に改修し、民芸館合同による消防訓練を実施し、安全対策を確認したところでございます。

重文岩科学校につきましては、こちらも同様に1月末の入館者数は、前年度比5,730人減の46.8%となりました。美術館同様新型コロナウイルス感染症の影響により、入館者数は大幅に減少しております。1月は、年始の来館記念といたしまして繭玉人形の干支の丑を先着50名様にプレゼントいたしました。施設管理関係では、1月に文化財防火デー

による消防訓練を実施し、安全対策を確認したところでございます。

3 ページに移らせていただきます。こちらは明治商家中瀬邸でございます。1 月末の入館者数は、前年度比 3,432 人減の 58.8%となりました。こちらも他施設同様新型コロナウイルス感染症の影響により、入館者数は大幅に減少してございます。新型コロナウイルス感染症対策として甘味処を休業しておりましたが、今年度で指定管理契約が満了となるため、甘味処は廃業の届出を提出させていただいたところでございます。

民芸館についてでございます。1 月末の利用者数は、前年度比 2,899 人減の 41.3%となりました。新型コロナウイルス感染症による美術館の入館者減少の影響を受け、厳しい状況が続いております。主力の桜葉商品が低迷している中、12 月は長泉町桃沢地区の軽トラ市にここのところ毎年出店しておりまして、地場産品を中心に販売し観光情報の発信も併せて行っているところでございます。施設管理関係につきましては、1 月に美術館合同による消防訓練を実施し、安全対策を確認したところでございます。

ページめくっていただきまして 4 ページになります。道の駅花の三聖苑でございますが、こちらも 1 月末の利用者数は、天城山房においては前年度比 10,761 人減の 37.1%となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、利用者が大幅に減少しており、大変厳しい状況となっております。かじかの湯の休憩場所の活用としまして、松崎町文化協会にお願いし、美しいふるさと写真展を開催しているところでございます。

旧依田邸につきましては、1 月末の利用状況は、1,304 人、12 月 27 日に開業した大沢温泉依田之庄の入浴者は 2,862 人の合計 4,166 人となりました。他施設同様、新型コロナウイルス感染拡大対策に配慮しながら、お客様に対応し、また地域の方々の多大なる協力を得ながら営業してございます。依田之庄では、お客様アンケートの意見等を踏まえ、できることから対応し常に改善に取り組んでまいっているところでございます。

以上、松崎町町営観光施設の入館状況についての行政報告とさせていただきます。

○生活環境課長（鈴木 悟君） それでは、生活環境課から行政報告の 2 番目、公営企業会計令和 3 年 1 月末経営状況について報告をさせていただきます。資料ナンバー 2 をお願いいたします。はじめに水道事業会計の方でございます。本年度 1 月末収益につきましては、営業収益・営業外収益合わせまして①になりますが 101,189 千円、前年対比 7,465 千円、6.9%の減となっております。1 月末現在の有収水量につきまして、新型コロナウイルスによる休業・休校の影響により、668,387 m<sup>3</sup>で、前年対比 35,712 m<sup>3</sup>、5.3%の減となり、

営業収益は、前年対比 7,458 千円、6.9%の減となりました。

また、予定収益を加えた事業収益の合計は④になりますが、110,942 千円、前年対比 7,642 千円、6.4%の減となっております。

一方費用の方でございます。営業費用に予定費用を加えた合計は、⑦になりますが 104,995 千円、前年対比 1,553 千円、1.5%の減となっております。その結果、差引純利益につきましては、5,947 千円、前年対比 6,089 千円、50.6%の減となりました。

続きまして、温泉事業会計でございます。はじめに収益の方でございます。営業収益・営業外収益合わせまして①になりますが 44,743 千円、前年対比 8,766 千円、9.6%の減となっております。昨年同期と比べ町営施設の休館による休止口数の増加や、営業自粛を要請した宿泊施設 7 件の使用料を減額したことにより、営業収益は前年対比 4,617 千円、9.4%の減となりました。予定収益を加えた事業収益の合計は④になりますが 46,574 千円、前年対比 4,766 千円、9.3%の減となっております。一方費用の方でございます。営業費用に予定費用を加えた合計は、⑦になりますが 42,067 千円、前年対比 1,090 千円、2.5%の減となっております。その結果、差引純利益につきましては、4,507 千円、前年対比 3,676 千円、44.9%の減となりました。

水道事業会計、温泉事業会計共に使用水量・供給戸数の減少が続いているところでございます。水道事業については収益確保の方策を模索し、温泉事業については、収益確保のため引き続き新規加入の促進を図っていきたいと考えております。

以上、1 月末公営企業会計の状況についての報告とさせていただきます。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 行政報告の三つ目、町税のコンビニエンスストア収納の拡充（スマホ収納の開始）について窓口税務課からご報告をさせていただきます。資料No.3 をご覧ください。町では、町税の収納機会の拡充を図るため、平成 29 年度に導入したコンビニエンスストア収納に、時間や場所を問わず 24 時間いつでもどこでも納付できるスマートフォンアプリ収納を加え、本年 4 月から開始いたします。これまでどおり役場、金融機関、銀行などでの窓口納付や口座振替、コンビニエンスストアでの納付もございましたので、都合の良い納付方法を選択していただき納付できるということになります。

1 委託した収納事務でございますが、従前のコンビニ契約にスマートフォンアプリ収納を追加する形、コンビニのお店を追加するような形で行いますので、従前のコンビニ契約に変更はございませんが税目については、町県民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車

税の種別割、それから国民健康保険税の普通徴収の収納事務をこれまで同様に行ってまいります。拡充した委託先でございますが、PayPay 株式会社、それから LINE Pay 株式会社の 2 社でございます。利用方法を簡単に申し上げますと、スマートフォンアプリの PayPay、LINE Pay いずれかのスマートフォンアプリを起動していただき、納付書のバーコード、コンビニ用に印刷されたバーコードでございますが、このバーコードを読み取り支払うというものでございます。

2 委託金額でございます。従前のコンビニ契約において収納事務基本料として月額 2,700 円、収納事務手数料として 1 件当たり 56 円を支払ってきておりまして、そういった単価契約をしておるところですけど、この契約に変更はなく、スマートフォンアプリ決済 1 件に対して 56 円支払っていくというものでございます。ちなみに令和 3 年度予算額については全体で 8,000 件を想定いたしまして、529 千円を予算措置を要求しているところでございます。このほか今年度スマートフォンアプリ収納を可能とする基幹システムの改修を行っておりまして、これに 440 千円かかっておりますが、これは接触機会を減らす納付方法の採用ということで、本年度のコロナ交付金を活用させていただいているところでございます。

3 その他でございますが、スマートフォンアプリで取り扱えない納付書でございます。納期限が過ぎたもの、バーコード印字がないもの、金額が訂正されているもの、納付書 1 枚当たりの金額が 300 千円を超えるもの、破損、汚損などによりバーコードが読み取りができないもの、これは従前のコンビニと同様でございますが、こういったものが取り扱えない納付書となっております。注意事項といたしましては、領収証書の発行及び納付手続完了後の取消しはできません。それから納付の際に手数料はかかりませんが、スマホを使っているときの通信料が利用される方の負担となります。

報告は以上でございます。

○議長（藤井 要君） 以上で町長の行政報告を終わります。

---